

静岡県道路公社料金徴収業務委託に係る最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県道路公社（以下「公社という。」）が発注する料金徴収業務（以下「徴収業務」という。）の委託契約の締結にあたり、公社会計規程第75条但し書きの規定に基づき設ける最低制限価格制度の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の対象)

第2条 本要領は、料金徴収業務の委託契約に係る競争入札に適用する。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満の端数は切り捨てる。）に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は、10分の6を乗じて得た額とする。

- ① 基本給及び深夜手当の額
- ② 基本給及び深夜手当を除く給与の額に10分の4.8を乗じて得た額
- ③ 基本給及び深夜手当の合計額に基づき算定する法定福利費の額
- ④ 基本給及び深夜手当を除く給与の額に基づき算定する法定福利費に10分の4.8を乗じて得た額
- ⑤ 物件費の額に10分の9を乗じて得た額
- ⑥ 一般管理費の額に10分の4.8を乗じて得た額

2 特別なものについては、前項の算出方法に関わらず契約ごとに10分の6から10分の8の範囲内で適宜の割合を予定価格に乘じて得た額とする。

3 前2項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格 ○○円」と記載し、さらに、最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格の110分の100 ○○円)」と記載する。

(対象業者への周知)

第4条 本制度の円滑な運用を図るため、理事長は、公告等の際に、「最低制限価格の適用があること」を明示するものとする。

(開札処理)

第5条 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を落札者とししないものとし、当該入札者に対して公社会計規程第75条の規定により落札者とししない旨通知するものとする。

(入札経過の整理)

第6条 理事長は、前条の決定を行った場合、「入札結果表」に当該入札をした者を「失格」と決定した旨記載するものとする。

附 則

この要領は平成 22 年 10 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 10 月 7 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 11 月 20 日以降、公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 12 月 5 日以降、公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 12 月 5 日以降、公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

②

確認欄	確認欄

最低制限価格算出調書(令和2年6月1日以降適用)

委託業務名	
-------	--

内訳		設計額	計算式	最低制限価格算定	備考
給与	基本給及び深夜手当		× 1		
	深夜手当を除く諸手当 期末手当		× 0.48		
	給与計		/	-	
法定福利費	(基本給+深夜手当分)		× 1		
	(その他の手当分)		× 0.48		
	法定福利費計		/	-	
物件費			× 0.9		
一般管理費			× 0.48		
業務委託料価格(消費税抜き)		①			
設計価格(消費税込み)		②		⑤	
予定価格(消費税抜き)		③			
予定価格(消費税込み)		④		(③ × 1.10)	
I : (⑤ / ④ < 6 / 10) → 6 / 10 II : (6 / 10 ≤ ⑤ / ④ ≤ 8 / 10) → ⑤ / ④ III : (8 / 10 < ⑤ / ④) → 8 / 10					判定 <input type="text"/>
最低制限価格(消費税込み)		⑥		(⑦ × 1.10)	
最低制限価格入札書比較価格 (消費税抜き)		⑦		③ × (I or II or III)	